５．資本剰余金を減額したコスト等に関する注記関係
国又は地方公共団体からの出向職員に係る引当外退職給付増加見積額　65,957千円

６．重要な債務負担行為
当事業年度に契約を締結し、翌期以降に支払いが発生する重要なものは以下のとおりである。

（単位：千円）

契約名称	契約の相手方	契約金額	当該年度	翌期以降支払金額	
				一年以内	一年超
三重大学（観音寺等）特別教室等改修その他工事	三重農林建設株式会社	142,879	126,332	16,546	—
三重大学（上浜）附属図書館等照明設備改修工事	有限会社青木電業	48,180	—	48,180	—
三重大学（上浜）地域イノベーション研究開発拠点Ａ棟改修設計業務	株式会社唯設計	13,090	3,927	9,163	—
三重大学（上浜等）地域イノベーション研究開発拠点Ａ棟等改修設備設計業務	株式会社婦木建築設備事務所	18,700	5,610	13,090	—
高精度放射線治療システム	株式会社中部メディカル	1,197,900	638,000	559,900	—
Repeated-Dose Intra-Nasal Delivery Toxicity Study with Biodistribution Evaluation of BC-PIV in Hamsters	TFBS Bioscience, Inc.	74,760	37,380	37,380	—
High-quality Grade Engineering Run for BC-PIV	TFBS Bioscience, Inc.	59,808	29,904	29,904	—
ニルセビマブ投与に関する臨床研究の研究事務局・モニタリング・データマネジメント業務	株式会社ＣＴＤ	71,335	—	57,068	14,267
「ニルセビマブ投与が健康な日本人小児におけるＲＳウイルス流行に与える影響に関する医師主導型共同研究」を遂行するための研究用薬ロジスティクス管理に関する業務委託	中北薬品株式会社	16,390	—	16,390	—
合計		1,643,042	841,153	787,622	—

７．金融商品の時価等

⑴　金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については預金、国債、地方債及び政府保証債等に限定し、資金調達については大学改革支援・学位授与機構及び民間金融機関からの借入れにより調達している。

資金運用にあたっては国立大学法人法第35条の２が準用する独立行政法人通則法第47条及び国立大学法人法第33条の５第２項の規定に基づき、公債、投資適格以上の社債を保有しており、株式等は保有していない。なお、当該運用資産は、金利や為替の変動による市場リスクや信用リスク等を包含しているが、資金運用管理規程に基づき適切なリスク管理を実施し、資金の運用状況や管理運用業務の実施状況を監視するために設置された資金運用管理委員会に報告している。また、未収附属病院収入は、債権管理細則に沿ってリスク管理を行っている。

大学改革支援・学位授与機構債務負担金及び長期借入金の使途は附属病院及び留学生寄宿舎の整備資金であり、文部科学大臣の事前承認に基づいて借入れを実施している。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。また、現金は注記を省略しており、預金、未収入金及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略している。

（単位：千円）

		貸借対照表計上額（＊１）	時価（＊１）	差額（＊１）
⑴	投資有価証券及び有価証券			
	①満期保有目的の債券	3,116,038	2,808,352	△307,686
⑵	減価償却引当特定資産（＊２）	1,428,445	1,428,445	—
⑶	長期貸付金	136,820		
	返還免除引当金（＊３）	△116,876	19,943	—
		19,943		
⑷	長期未収附属病院収入及び未収附属病院収入	5,512,333		
	徴収不能引当金（＊４）	△127,724	5,384,608	—
		5,384,608		
⑸	大学改革支援・学位授与機構債務負担金	(25,302)	(25,303)	(1)
⑹	長期借入金	(19,679,382)	(18,937,478)	(△741,904)
⑺	リース債務	(3,650,075)	(3,571,248)	(△78,827)
⑻	長期未払金	(442,682)	(438,488)	(△4,193)

（＊１）負債に計上されているものについては（　）で示している。
（＊２）減価償却引当特定資産は、全額を預金としている。
（＊３）長期貸付金に対する返還免除引当金を控除している。
（＊４）未収附属病院収入に対する徴収不能引当金を控除している。

（注１）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類している。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価